

育児・介護休業法が 改正されました

改正された点については次のとおりです。

- ①子が3歳に達するまでの短時間勤務制度及び所定外労働の免除の義務化
- ②父母ともに育児休業を取得する場合の休業可能期間の延長（1歳2か月まで）
- ③育児休業の取得等に伴う労働時間の紛争解決援助制度の創設等

相談・問い合わせ先

栃木労働局雇用均等室

☎028163312795

クレジット・サラ金100番
未払い貸金100番

日時 11月21日（土）

午前10時～午後3時

会場

栃木県司法書士会館

（宇都宮市幸町1番4号）

相談内容

多重債務問題、未払い貸金

問題

問い合わせ先

栃木県司法書士会

☎02816141122

ふれあい館・ゆうゆう館・きらら館の利用案内

皆さまにご心配・ご迷惑をおかけしましたが、3館は当面の間、これまでどおり運営します。

3館は、より多くの皆さまに利用いただけるような施設を目指します

ふれあい館・きらら館・ゆうゆう館は、地域の皆さまの健康と福祉の増進・安らぎの場を提供する施設として建設されました。しかし、利用者は年々減少している状況となっています。このため、スタンプラリーの見直しやポイント制度の導入、セット料金の設定など、より多くの方にご利用いただけるよう改善します。

●お風呂の利用

午前10時から午後8時30分までご利用いただけます。

ふれあい館のプールのフルオープン制度を試験的に実施します

これまで、衛生管理と利用者の健康面を考え、午前・午後・夜間の休憩時間ごとに総入れ替え制を実施してきましたが、好きな時間に利用できないなど不便な点が多いため、利用者からフルオープン制度導入の要望が寄せられています。

このため、平成21年11月から平成22年3月までフルオープン制度を試験的に実施し、問題がなければ平成22年4月からの本格導入に向けて検討します。

●プールの利用

- ・午前10時から午後8時30分までご利用いただけます。
- ・11月からフルオープン制でのご利用が可能となります。
- ・その他、休館日・利用料金等の変更はありません。

ふれあい館 ☎47-1126

きらら館 ☎52-3711

ゆうゆう館 ☎43-1231

個人年金保険の金融機関における販売トラブル —高齢者を中心に相談が急増—

経済状況の悪化により、個人年金保険契約における運用は厳しくなり、積立金額が支払った保険料の額を下回るものもあります。契約にあたり、金融機関はリスクなどを十分に説明する義務があります。しかし、金融機関ではリスクの説明を十分しないまま、消費者が本来希望している内容とは異なる商品を契約させるケースが生じています。

- 不意打ち的に勧誘する、断っているのに執拗に勧誘する
- 商品性やリスクについて、消費者が理解できるように説明していない
- 形式的に署名捺印を求めている
- クーリング・オフの説明不足、クーリング・オフ妨害
など疑問に感じるものがあつたら、
- 金融機関の販売員の説明だけで判断せず、必ず資料を確認すること
- 理解・納得できなければ書面に署名捺印しないこと
- トラブルにあつたら、消費生活センターに相談すること
安心した生活を続けるには、相談と確認です。

下野市消費生活センター（市役所国分寺庁舎2階 生活安全課内）

専用ダイヤル (44)4883

相談可能日 月曜～金曜（土日・祝日及び年末年始を除く）

受付時間 午前9時から午後4時（正午から午後1時を除く）

栃木県消費生活センターでは土曜日に電話相談のみ相談可能です。

（受付時間 午前9時から午後4時）

多重債務者相談強化 キャンペーン

栃木県と栃木県弁護士会が共同で、多重債務の無料相談会を実施します。債務者や生活再建に向けて、この機会に相談会場にお越しください。

●日時

12月10日（木）

午後1時～5時

●場所

国分寺公民館

第一、二、三研修室

●費用 無料

●申し込み・問い合わせ先

予約が必要です。

11月27日（金）までに

生活安全課（☎40-5555）

までお申し込みください。